

第2章 災害予防計画

第1節 水政計画

担当	責 任 者	都市建設部長
		産業経済部長、総務部長
	課	都市整備課、道路建設課、道路管理課、農林水産課、天気相談所、防災対策課、警防課
	関係機関	常陸河川国道事務所、茨城森林管理署、高萩工事事務所

第1 治山治水対策

活動項目
1 山地荒廃防止
2 荒廃林地復旧
3 水源林の造林

担当	責 任 者	産業経済部長
	課	農林水産課
	関係機関	茨城県県北農林事務所

1 山地荒廃防止

崩壊、危険箇所等を把握し、復旧工事を促進するよう積極的に県へ働きかける。

2 荒廃林地復旧

適地適林の選定を図り、特に広葉林を針葉林へ樹種転換を図る。

3 水源林の造林

水源林の保護育成を図る。

第2 水害対策

活動項目
1 河川の概要等
2 水害防止対策
3 監視、警戒及び重要水防区域
4 排水路整備
5 電力施設水害対策
6 気象（降水量）、河川流量等の観測
7 通信施設水害防止対策

担当	責 任 者	都市建設部長、総務部長、市民生活環境部
	課	都市整備課、道路建設課、道路管理課、防災対策課、天気相談所
	関係機関	常陸河川国道事務所、高萩工事事務所

1 河川の概要等

本市における河川のうち、久慈川は上流の降水量や潮位の影響を受けやすいため、洪水時には関係機関と連絡を密にし、警戒を要する河川である。

里川が久慈川に合流する神田町付近においては、流下断面が不足しているため、河道掘削を行い、河道内の流下断面を拡幅する工事を進めている。

県管理一級河川の茂宮川、同じく二級河川の瀬上川、東連津川は本川の河道掘削と断面を拡幅する改修工事を年次計画で実施するなど、河川の氾濫を防止するための河川整備事業の促進を図っている。

※ 市内河川一覧表 （資料編 資料6-1）

(1) 中小河川の改修

市内には、多くの中小河川があるが、いずれも完全に改修されていないので、雨量の多いときには、侵食又は氾濫等の危険な状態になるため、県及び市においてそれぞれ年次計画にて改修を実施中である。

(2) 調整池の整備

大雨等による出水洪水量のピーク時を調整するため、調整池を設けてあるが、未整備の箇所については、計画的に整備し災害の防止に努める。

2 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、国・県が指定する浸水想定区域における避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

(1) 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市域内の指定河川は久慈川（国管理河川）となっている。

(2) 水位情報周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市域内の指定河川は里川（国管理河川）及び十王川、茂宮川（県管理河川）となっている。

(3) 洪水浸水想定区域の指定

ア 国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

イ 市町村長は、国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各号に掲げる事項を水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ウ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(4) 内水浸水想定区域の指定

ア 市町村は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

イ 市町村は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(5) 避難体制等の整備

ア 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

①洪水予報等の伝達方法

②指定避難所及び避難経路に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

④浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設（要配慮者施設）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(ウ)大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

イ 市は、市域に浸水想定区域を含む場合、上記アの事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講ずる。

ウ 市は、避難について、「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示(緊急)等の発令に係る具体的な判断基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

エ 市は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物(内水ハザードマップ等)の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組(カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など)を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。

なお、県は、市町村が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市町村に対し早期対応を図るための注意喚起を行うものとする。

オ 市は、国(気象庁、国土交通省)及び県等の関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報を、より効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図る。

※ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設

(資料編 資料7-7)

(4) 従事者の安全確保

計画等の策定にあたっては、洪水・高潮の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。

3 監視、警戒及び重要水防区域

(1) 監視及び警戒

都市建設部長は、水害対策体制として、都市建設部の職員に市内の河川を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を講じる。

なお、久慈川については、河川管理者である国土交通省常陸河川国道事務所(常陸太田市)に連絡を行い、里川、茂宮川、入四間川、瀬上川、大沼川、金沢川、桜川、鮎川、宮田川、東連津川、十王川、小石川並びに県道については、茨城県高萩工事事務所に連絡し、必要な措置について指示を求める。

※ 水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位及び洪水予報指定区間

(資料編 資料 6-3)

(2) 重要水防区域

市内河川及び海岸の主要な水防区域は、以下に示すとおりである。

管轄土木 事務所名	河川及び 海岸名	地先名	位置	重要度		延長 (m)
				種別	階級	
常陸河川国道事 務所 (常陸太田市)	久慈川	常陸太田市堅磐町～ 日立市神田町	7.0k 下 80m～ 7.0k 下 130m	堤防高 漏水	B	50
		神田町～下土木内町	7.0k 下 130m～ 6.0k 上 100m	堤防高 堤防断面	A B	300
		神田町～下土木内町	6.5k 上 100m～ 6.0k 上 240m	堤防高 堤防断面	A A	330
		神田町～下土木内町	6.0k 上 240m～ 6.0k 上 80m	堤防高 堤防断面	A B	320
	久慈川	留町	4.0k 上 80m～ 3.5k 上 250m	堤防高 漏水	B B	190
〃	〃	留町	3.5k 上 250m～ 3.5k 上 300m	すべり	B	450
〃	〃	留町	3.5k 上 300m～ 3.0k 上 150m	堤防高 すべり	B B	110
〃	〃	留町	3.0k 上 150m～ 2.5k 上 115m	すべり	B	535
高萩工事事務所	茂宮川	石名坂町		堤防高	A	700
〃	〃	留町		通水断面	B	700
〃	十王川	十王町十王坂		堤防高	A	100
〃	〃	十王町友部		堤体強度	A	140
〃	大沼川	台原町		堤体強度	B	160
〃	〃	東大沼町～大沼町		堤防高	A	1,840
〃	瀬上川	みなと町		堤体開削	A	100
〃	〃	久慈町		堤防高	A	140
〃	日高	日高町		高潮	A	360
〃	金沢	東金沢町～東大沼町		侵食	A	900
県水産振興課	水木漁港	水木1～3丁目 大みか町4丁目	漁港区域	侵食	B	2,170
茨城港湾事務所 日立港区事業所	河原子港	河原子町1～3丁目	港湾区域	侵食	B	1,470
県水産振興課	会瀬漁港	会瀬町1丁目 相賀町	漁港区域	侵食	B	1,463

茨城港湾事務所 日立港区事業所	川 尻 港	川尻町1～4丁目 折笠町	港湾区域	高潮	B	1,500
--------------------	-------	-----------------	------	----	---	-------

4 排水路整備

- (1) 未整備箇所を年次計画にて整備し、災害の防止に努める。
- (2) 既設側溝等で断面狭小又は勾配不良による降雨時における道路及び付近住居への浸水箇所を早急に改良整備する。

5 電力施設水害対策

- (1) 送電設備

ア 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などがおこるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

イ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

- (2) 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入り口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組合わせて対処する。

6 気象（降水量）、河川流量等の観測

- (1) 雨量

日立市水防本部は、天気予報により相当の雨量が予想されたときは、状況に応じて水防テレメーターシステム等による雨量監視を行い、常に適切な水防情報の把握に努める。

天気相談所長は、市内雨量観測所における雨量を観測し、次の事項につき水防本部へ報告する。

ア 雨量観測施設の報告事項

- ・ 所属
- ・ 位置、配置図、見取図
- ・ 観測通報者の住所、氏名、連絡施設の報告書

イ 降雨量が非常に激しくかつ後続降雨量の増加が予測される場合は、一時間ごとに観測し、水防本部に通報するとともに総雨量を併せて報告する。

ウ 一時間降雨量が20ミリに達したときにはその旨報告する。

エ 降雨の止んだときには総雨量を報告する。

オ 報告は有線電話又はIP無線等にて行う。

※ 市内雨量観測所一覧表（資料編 資料5-4）

- (2) 日立市水防本部は、国土交通省常陸河川国道事務所（常陸太田市）、高萩工事事務所から久慈川水系内覚知の雨量状況資料を収集する。

この他、河川情報センターのホームページを利用して広域的な雨量の情報の把握に努める。

- (3) 日立市水防本部は、雨量、水位、潮位等の状況を知るため、水戸地方气象台、日本気象協会、天気相談所等の観測資料を利用して水防活動をする。

※ 天気相談所の概要 (資料編 資料5-3)

7 通信施設水害防止対策

(1) 局外設備

過去の発災地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備を2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防御する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするように配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

8 流域治水の取組み

(1) 流域治水の考え方

「流域治水」とは、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川インフラ等の整備を更に加速させるとともに、流域全体で、流域関係者が協働して水災害対策を推進する考え方である。「流域治水」では、地域の特性に応じて、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に実施することを目指す。

(2) 流域治水の推進

「流域治水」を推進するためには、水害リスクの低い場所にお住まいの方も、「水害を自分事として捉える」意識で水災害対策の目的、効果を理解し、地域全体の水害リスク軽減に取り組むことが必要である。

また、水害リスクの高い地域にお住まいの方には、ハザードマップを活用し、リスクを把握するとともに、防災意識の向上や早期避難を図っていただくことが必要であり、こうした取組は、地域全体の防災力向上につながることから、本市では、「河川は溢れる可能性がある」「凹地には水がたまることがある」といった水害リスクの認識を市民全体に広め、流域関係者が協力して浸水被害の軽減に取り組み、「流域治水」を推進する社会の構築を目指す。

第3 高潮災害対策

活動項目	
1	防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策
2	高潮情報伝達に関する対策

担当	責任者	都市建設部長
		総務部長、市民生活環境部長、産業経済部長、消防長
	課	都市整備課、道路建設課、建築指導課、防災対策課、天気相談所
		農林水産課、消防署所
	関係機関	常陸河川国道事務所、水戸地方気象台、高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所、日立警察署

1 防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策

- (1) 高潮、津波、波浪等による海岸線の侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を強力かつ計画的に推進する。特に既存の防潮堤等は、高潮を対象とした設計基準に基づき築造されており、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検等を実施する。

点検の結果、堤体等の安全性、有効性に問題のある施設については、改修、補強等を関係機関と協議し計画的に実施する。

- (2) 漁港等の整備

市内の漁港及び地方港湾を整備し、漁船等の被災防止に努める。

現在、市内において無防備である漁港海岸の整備を進めているところである。

2 高潮情報伝達に関する対策

- (1) 高潮警報等の情報受伝達対策

ア 休日、夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立する。

- (2) 地域住民等への情報伝達体制の整備

ア 防災行政無線（固定系）の整備活用

市民に対する災害時の情報伝達は、防災行政無線による広報を中心とする。

同時に、拡声器付広報車による広報を実施するが、交通途絶時においては、広報活動の範囲が限定される恐れがある。迅速かつ正確な災害情報及び避難情報の伝達を行うため、防災行政無線の整備を図り、デマを防ぎパニック防止に努める。

イ あらゆる広告媒体の活用

テレビ、ラジオ、新聞、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール）等の多様な広報媒体を通じた適切な情報提供を実施する。

コミュニティFMやケーブルテレビなど市域に固有の広報媒体との連携強化を図り、市民へのPRを促進する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる組織体制を指導育成する。

第4 風害対策

活動項目	
1	風害防止対策
2	気象（風害）の観測
3	電力施設風害防止対策
4	通信施設風害防止対策

担当	責 任 者	都市建設部長
		市民生活環境部長
	課	都市整備課、建築指導課、公共建築課、天気相談所、農林水産課、消防署所
	関係機関	水戸地方気象台、常陸河川国道事務所、高萩工事事務所、 東京電力パワーグリッド、日立事務所、NTT東日本茨城支店、NTTドコモ茨城支店、関東電気保安協会

1 風害防止対策

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林

①設置場所

通年的に平地では南西又は南東に（防風雨、台風対策のため）設置するが、両側面に設置すれば安全である。

②幅員及び樹高

通常 10～20m でよい。

樹高はそれぞれ用途により考える。

③樹種と選定条件

防風林は四季をとおして茎葉を有し、深根性で吸肥力の小さいもので防風効果を全うするものでなければならない。

選定条件として以下の項目が挙げられる。

○地域条件に適したもの（当該作物の病虫害の寄生植物でないこと）。

○防風目的を達成するもの。

○成長度が高く防風効果が早く出るもの。

○果樹と共通の病虫害の寄生となりにくいもの。

○根の横張りの少ないもの。

④防風林の防風効果

防風林からの距離	10m	20m	30m	40m	50m
密閉度 約 30%	75	85	90	95	100
50%	65	80	85	95	100
100%	25	50	60	75	100

防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が 40 倍の地点における値に対する比である。

⑤防風林の効果範囲

種 類	効果範囲	備 考
国 有 保 安 林	13～15m	樹高 12m、林の幅 72m、クロマツ 14 本
耕 地 防 風 林	10m	樹高 4m、2 列植、クロマツ 14 本
耕 地 防 風 林	20m	樹高 7m、3 列植、クロマツ 14 本
う つ ぎ 防 風 林	20m	樹高 1. 8m、クロマツ 14 本
ヤチダモ・ヤナギの植列	12～15m	樹高 4m、クロマツ 14 本
カ ラ マ ツ 防 風 林	20m 以上	樹高 9m、クロマツ 15 本

(表の中の数字は樹高倍数)

イ 防風垣の設置

①果樹園等の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分化し囲う必要がある。

なお、栽植果樹に近接するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

②幅員及び高さ

一列植えとし、1～1. 5m 幅で高さが一定しないが3～9m 位とする。

なお、下葉の枯子上がりを防ぐため植栽距離をとり管理に万全をつくすこと。

2 気象（風害）の観測

強風には、台風、冬期の季節風、その他の局地的強風などがある。

気象観測の項目は以下に示す。

ア 雲量	カ 気圧	サ 風速	タ 日最小相対湿度
イ 雲形	キ 気温	シ 日最大風速	
ウ 雲の動き	ク 日最高気温	ス 日最大瞬間風速	
エ 視程	ケ 日最低気温	セ 日平均風速	
オ 現在の天気	コ 風向	ソ 日最低海面気圧	

3 電力施設風害防止対策

(1) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(2) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

イ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風時の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布等を行い塩害防止に努める。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備重点実施と移動電源の配備を実施する。

ウ 空中線

無線アンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術標準又は綱構造物設計基準による。

(2) 塩害対策

ア 空中線

海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5 雪害対策

活動項目
1 道路雪害防止対策
2 気象（降雪時）の観測
3 電力施設雪害防止対策
4 通信施設雪害防止対策

担当	責 任 者	都市建設部長 市民生活環境部長
	課	道路建設課、道路管理課、公共建築課、天気相談所、消防署所
	関係機関	水戸地方気象台、常陸河川国道事務所、高萩工事事務所、県道路公社、 NEXCO東日本水戸管理事務所、東京電力パワーグリッド日立事務所、NTT東日本茨城支店、NTTドコモ茨城支店

1 道路雪害防止対策

(1) 除雪区分

ア 除雪区分

①車道部

区分	道路種別	除 雪 目 標
第1種	高速自動車国道	—
第2種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪を早期実施する。
第3種	主要地方道	2車線以上の幅員確保を原則とするが、1車線幅員で待機所を設ける。全幅員除雪を早期実施する。
	一般県道	1車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。
第4種	市 道	路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、
—	日立有料道路	第1～第3種の別を決定して行う。

②歩道部

歩道は通学路を優先として、除雪に努める。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険がないよう処置するものとする。

歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

(2) 除雪作業

ア トラック類を使用するとともに関係業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

イ 融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等必要な措置及び砂散布剤等の資器材準備など道路管理体制の整備を行っておく。

2 気象（降雪時）の観測

気象観測項目は以下の通りである。

ア 雲量	カ 気圧	サ 相対湿度	タ 日最大風速
イ 雲形	キ 気温	シ 日最小相対湿度	チ 日最大瞬間風速
ウ 雲の動き	ク 日最高気温	ス 風向	ツ 積雪の深さ

エ 視程	ケ 日最低気温	セ 風速	テ 降雪の深さ
オ 現在の天気	コ 露点温度	ソ 日平均風速	ト 日照時間

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には離着雪対策(リング等)を施す。

(2) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、離着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第2節 土砂災害防止計画

担当	責 任 者	都市建設部長
	課	都市整備課、道路建設課、道路管理課、建築指導課、農林水産課
	関係機関	防災関係機関

第1 危険予想箇所の把握

がけ崩れ、土石流災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する警戒体制としてパトロールを実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

第2 警戒避難体制の整備

1 市は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定する警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- (1) 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

2 市は、市域に警戒区域を含む場合、上記1の事項について住民に周知するため、これらの事項のうち指定避難所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

3 市は、避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を作成する。

また、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

4 市は、国（気象庁、国土交通省）及び県等の関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図る。

第3 がけ崩れ危険箇所の巡視及び調査

1 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期はもとより、豪雨が予想される時期などの前に適切な措置がとれるよう随時実施する。

2 調査実施の内容

既に把握した危険箇所については、その地質、地層、地下水、危険度等を重点的に調査して、内容を再確認するとともに、必要に応じて適正な措置をとる。

また、新たな危険箇所についても把握し、改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。

3 調査対象と分類

調査対象は、傾斜度が30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性がある箇所を人家戸数に応じて急傾斜地崩壊箇所Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに区分する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等（5個未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場所を含む）ある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1から4戸ある箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

第4 土石流危険渓流箇所の実態調査

1 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期はもとより、豪雨が予想される時期などの前に、適切な処置がとれるよう随時実施する。

2 調査実施内容

県土木部において実施した調査結果はもとより、新たな危険箇所についても把握し、改善措置あるいは避難措置の対策を講じる。

3 調査対象

山崩れや地すべりなどが原因となって土石流の発生するおそれのある渓流で、次の条件に該当するもの。

(1) 渓流沿いあるいは渓流の出口に人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、学校、旅館などの施設を有する渓流

(2) 山肌崩壊又は地すべりが発生しているか発生するおそれのある渓流

(3) 山肌崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流失するおそれがある渓流

(4) 山肌崩壊又は地すべりの発生源からおおむね2km以内に公共施設のある渓流

第5 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

- ※ 急傾斜地崩壊危険区域一覧表（県指定）（資料編 資料7-1）
- ※ 急傾斜地崩壊危険区域図（県指定）（資料編 資料7-2）
- ※ 砂防指定地一覧表（県指定）（資料編 資料7-3）
- ※ 土砂災害警戒区域等一覧表（県指定）（資料編 資料7-4）
- ※ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設（資料編 資料7-5）

第6 土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する県内の40市町村が発表対象となる。

2 発表及び解除

(1) 発表

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

(2) 解除

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

3 伝達体制

市は、県から伝達を受けた場合は、防災行政無線（固定系）等により地域住民等に伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は、避難指示等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行う。

第3節 交通計画

担当	責 任 者	都市建設部長
	課	道路建設課、都市政策課、幹線道路整備促進課、 常陸多賀駅周辺地区整備課、防災対策課、商工振興課
	関係機関	茨城海上保安部、常陸河川国道事務所(水戸庁舎)、 県(高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所)、日立警察署、 J R 東日本、N E X C O 東日本水戸管理事務所

第1 道路

1 街路網構成の基本計画は、港湾とその利用圏及び工業地域と他都市との連絡幹線、土地利用計画に伴う地域間相互連絡街路を主眼として、都市計画と平行し、既設路線の拡幅、局部改良、路線の変更新設を行う。

(1) 都市計画道路

主として、指定緊急避難場所と主要な市施設とを有機的に連携させる道路並びに災害応急活動の地区拠点となる公共施設周辺の道路の整備を重点に事業の実施を図る。

(2) 既存道路

既存道路の機能確保としては、その構造上弱点と考えられる橋梁を中心に事業実施を図る。

2 舗装については、全域の市道を積極的に推進すると共に、主要路線と鉄道との交差点は立体交差となるように努める。

3 災害に備えての道路、橋梁の災害予防及び維持補修は、常に道路パトロールをもって努める。

4 施設の整備

災害予防策としての道路網の整備は、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保という2つの面から行う必要がある。

第2 鉄道

1 J R 常磐線

本市を縦貫し、行政区域内に、大甕、常陸多賀、日立、小木津、及び十王の各駅が所在しており、災害に備えて各駅、路線等の安全点検パトロールに努める。

第3 港湾

茨城港日立港区は、昭和42年に重要港湾及び関税法による開港の指定を受け北関東に位置する。商貿易港として、年々着実に進展を見ている。

今後とも港湾管理者(茨城県)及び茨城海上保安部(日立港区長)等の関係機関団体との連絡を緊密にし、災害発生の予防に万全を期す。

第4節 都市計画

担当	責任者	都市建設部長
		総務部長、消防長、教育長
	課	都市政策課、都市整備課、常陸多賀駅周辺地区整備課、建築指導課、公共建築課、防災対策課、警防課、教育委員会総務課
	関係機関	各項目に記載

第1 都市災害対策

活動項目
1 都市計画等における「防災的観点」の導入促進
2 既成市街地の整備

担当	責任者	都市建設部長、教育長（教育部長）
	課	都市政策課、都市整備課、常陸多賀駅周辺地区整備課、建築指導課、スポーツ振興課

1 都市計画等における「防災的観点」の導入促進

都市の防災性を向上させるためには、「都市計画マスタープラン」等を基に道路、公園、下水道等の都市基盤整備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正な誘導を図る必要がある。

そのためには、土地利用計画、都市計画といった全市的な基本方針、基本計画に防災的観点を一層取り入れていく。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画等の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(1) 市街地の整備充実

ア 公害関係、都市災害等を勘案し、土地利用計画について更に検討し、適正な地域性を確立する。

イ 市街化区域のうち、中心市街地の再開発を指導促進し、都市の防災を図る。

ウ 都市計画街路網の整備を図る。

(2) 開発行為に対する規制対策

民間開発行為等による住宅造成について、適正に指導規制し、都市災害の防止を図る。

(3) 防災施設としての都市公園の充実

広域避難場所や応急対策活動の拠点として対応できるよう整備充実を図る。

※ 都市公園の名称、位置及び区域一覧表（資料編 資料 14-2）

2 既成市街地の整備

J R常磐線の各駅周辺に立地した大規模工場を中心として形成され、次第に山側や南北周辺部に都市化が進んできたが、高度経済成長期の急速な人口増加を背景に都市計画区域以外においても土地利用が進んだため都市計画区域の範囲のあり方が課題となっており、周辺市街地の低未利用地の散在、生活道路の不足、木造住宅の密集などの課題がみられ、未整備による都市機能の低下など、都市防災については必ずしも万全とはいえない。

このような課題に対処していくため、各種計画の再検討を行うほか、市街地の骨格となる道路、公園等の基盤的都市施設の新設、改善、修復を行い、効果的かつ積極的に整備を図る。

第2 建造物の災害対策

活動項目
1 建築物の防火規制
2 災害危険区域の指定

担当	責任者	都市建設部長、教育長（教育部長）
		消防長、教育長
	課	建築指導課、公共建築課、都市政策課、警防課、消防署所、学校施設課
	関係機関	高萩工事事務所

1 建築物の防火規制

都市計画法に基づき防火地域、準防火地域の指定を行い、木造建築物の延焼防止、耐火建築の導入促進を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物が密集し、災害により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域に指定を行うほか、集団的地域としての『建物密集地域』『公共施設等重要施設の集合地域』あるいは路線的な地域としての『幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域』『避難路及び避難地周辺地区』等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次実施する。

建築基準法の建築規則は別表1のとおりである。

(2) 屋根の不燃区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止区域を指定する。

(3) 現在の指定状況

別表1のとおりである。

(4) 市が建設する市営住宅は、今後とも耐火構造とする。

別表1 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法）

	対 象		構 造
防火地域	1 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物

	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が 50 平方メートル以内の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒天が防火構造のもの (2) 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場 (3) 不燃材料で造り又は覆われた高さ 2 メートルを超える門又は塀 (4) 高さ 2 メートル以下の門又は塀		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3 メートルを超えるもの。		主要部分を不燃材料で造り又は覆う。
準防火地域	1 地階を除く階数が、4 以上又は延べ面積が 1500 平方メートルを超える建築物	主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家、又は機械製作工場などは除く。	耐火建築物
	2 延べ面積が 500 平方メートルを超え 1500 平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 地階を除く階数が 3 である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な技術基準に適合する建築物
	4 1、2、3 以外の木造建築	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ 2 メートルを超える付属の門、又は塀で延焼のおそれのある部分	防火構造 不燃材料で造るか、覆う
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
1 屋根一耐火構造でないものは不燃材料で造り、又は覆う			
2 開口部一延焼のおそれのある部分の外壁の開口部は、防火戸その他の防火設備を設ける			
3 外壁一外壁が耐火構造のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる			

2 災害危険区域の指定

条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとる。(災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条 1 項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする)

3 都市計画事業の推進

災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進する。

第5節 教育計画

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		総務部長、消防長
	課	教育委員会総務課、学校施設課、学務課、指導課、郷土博物館、 防災対策課、警防課、消防署所
	関係機関	県教育庁、消防団

第1 防災上必要な教育の実施

- 1 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- 2 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- 3 教育委員会は、社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

第2 防災上必要な訓練の実施

- 1 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 2 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 3 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第3 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- 1 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- 2 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- 3 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第4 文化財の災害予防対策

1 文化財の保護

本市には、歴史的、学術的価値のある文化財が残され、指定文化財として保護している。

文化財を経年の老朽から守るため保存修理を実施し、後世に受け継がれるよう保護対策を講じているが、文化財建造物は木造が主流であり火災などの被害を受けやすいため、所有者又は管理者の協力を得て適切かつ周到な防災予防に関する努力が必要である。

※ 指定文化財一覧表 （資料編 資料 14-1）

2 文化財の防災対策

文化財を火災などの災害から防ぐためには、文化財の所有者及び管理者の最大限の注意とそれを援護する周辺の人々や市町村などの公共機関の協力が必要である。

一度出火すれば木造建築は消失する恐れがあることから、初期消火が重要である。

消火設備としては、取り扱いの簡単な消火器のほか、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などがあり、これらを設置するとともに、自動火災報知機設備、漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

3 文化財の防災体制

火災発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うほか、環境整備と危険箇所の点検を消防機関の指導を受け適切に行う。

日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整えておく。

4 文化財の災害予防計画

毎年1回は防災訓練日を設定し、文化財の防火意識の高揚を図るため、文化財建造物の消火訓練を消防機関と教育委員会等の協力のもとに行う。

火気に対する災害予防計画は、防災設備の充実は言うまでもないが、文化財の周辺環境について整理・整頓を図るとともに、火気の使用について十分な注意を払う必要がある。

特に建造物の周辺においては、焚き火、喫煙等の行為は絶対に禁止することとし、灯明、ローソク、線香などについては火が倒れない構造のものを使用し、周辺に燃え移る可能性がないのかの確認をする一方、火気は持ち運ばないように扱う。

また、容量を超える電気の使用は避け、電気配線を考慮した器具の使用などに十分な注意が必要である。

第6節 農地農業計画

担当	責 任 者	産業経済部長
	課	農林水産課、農業委員会事務局
	関係機関	各関係機関

第1 農地計画

1 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 水質障害対策事業

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

第2 農業計画

1 気象による農作業被害

(1) 水害

水稻の被害は、開花期、出穂期、幼稲形成期の順に生じるが、久慈川周辺では日雨量 100mm を超えれば発生している。

(2) 冷害

夏期天候の不順による異常低温により生じるが水稻や陸稲の成育期の障害であり、7～9月の最低気温 18℃以下の日数が 30 日に達し、日照も平均の約 50%に達した場合に発生している。

晩霜害は、4月～5月はじめにかけて麦や煙草、馬鈴しょに被害が多い。

ひょう害は、5月末～6月中旬ころに発生しやすいとはいえ、県西地方に比べ、規模はかなり小さい。

2 干害対策

降水量の寡少に起因するが、降水強度や降水間隔によるもので、一様ではないが、月の降水量が平年の 50%程度で発生しているため、干害のおそれのある世帯に対し、干害を未然に防止しようとするものである。

(1) 河川取水による取水路に改修等を行う。

(2) 水番により節水に努める。

3 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(3) 農業制度資金の活用

農業用施設によって農作物被害を未然に防止するため、自然災害未然防止等技術導入資金（農業改良資金）の活用の推進を図る。

(4) 防災技術対策

災害から農作物を防護するため、技術指導を行い災害の未然防止に努めるものとする。

※ 農作物等の災害防止対策 （資料編 資料 17-3）

4 災害の事後対策

(1) 県条例の迅速な適用

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者に対する樹草勢回復のための補助事業や経営資金の融資による支援措置を講ずる。

(2) 農業共済金の早期支払い

農業共済に加入している被害農家に対し、県は農業共済組合連合会等に共済金の早期支払いするように指導する。

(3) 制度資金の活用

県条例が適用されない小さな被害については被害農家の再生産が図れるよう自作農維持資金（農林金融公庫資金）の活用の推進を図る。

5 資材の確保

(1) 防除器具の整備

県有の病虫害防除器具並びに災害防護器具を円滑に使用できるよう県との連携を密にする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄に努める。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料の備蓄に努める。

第3 家畜対策

1 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。

2 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

3 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第7節 気象業務整備計画

担当	責 任 者	総務部長、市民生活環境部長
	課	防災対策課、天気相談所、警防課、消防署所
	関係機関	水戸地方気象台、日立警察署

第1 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、県防災・危機管理課長が受領し、必要とする県庁関係課長、各市町村長及び消防長に連絡する。

第2 市長の伝達

市長は、受領した注意報・警報等を日立市地域防災計画の定めるところにより、住民へ周知徹底を図る。

第3 その他機関の伝達

気象業務報第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

第4 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

第5 異常現象発見の際の手引き

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（市・消防署）、警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

※ 異常気象の発現月及び異常気象観測の記録 （資料編 資料5-5）

第8節 情報通信設備等の整備計画

担当	責任者	総務部長
		市長公室長 消防長
	課	防災対策課、行政経営課、総合政策課、警防課、広報戦略課
	関係機関	N T T 東日本茨城支店、N T T ドコモ茨城支店、J W A Y、日立アマチュア無線クラブ

第1 災害通信施設の整備

市の無線通信施設・設備の状況は次のとおりである。

1 日立市防災行政無線（固定系）

防災対策課に親局、消防本部に遠隔制御装置が設置され、親局から市内に設置した屋外拡声子局（屋外放送塔）及び、各家庭に設置された戸別受信機に一斉、地区別、戸別の放送が可能である。

屋外放送塔については、沿岸部を中心に増設を推進するとともに、機器類の整備を行うなど不感地区解消を図る。戸別受信機についても、受信試験や機器類の整備を行い、不感地区解消を図っていくものとする。

2 無線機・デジタル資機材

情報収集と伝達機能のより一層の強化を図るため、I P 無線等の無線機やタブレット端末・公衆無線 LAN 設備等のデジタル資機材を導入し、市内の消防、警察、防災関係機関はもとより市内の主な施設、指定避難所、自主防災組織等を結び、映像や音声により正確な情報収集と伝達及び災害の迅速な対応を行う。

3 無線通信施設・設備の災害時の機能確保

災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電時に備え、バッテリー、自家発電設備等の非常用電源の確保に努める。

4 消防通信

消防本部、消防署、出張所、消防団詰所に有線電話通信網（一般加入電話の他に消防専用電話）があり、また無線電話通信網も整備されている。

市内全域が通信範囲に入るので災害通信として活用することができる。

※ 消防・救急無線整備状況一覧 （資料編 資料 9-8）

5 防災情報ネットワークシステム

県は、市町村等との間の災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する茨城県防災情報ネットワークシステムを整備しており、本市もネットワークで結ばれている。

また、衛星回線においては、（財）自治体衛星通信機構が構築している「地域衛星通信ネットワーク」により、加入している全国の地方公共団体と結ばれており、防災情報はもとより行政情報の伝送が可能である。

（1）災害時優先電話

市は、既存の電話番号を所轄のN T T 東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておく。

また、登録した電話は「災害時優先電話」として定め、窓口を統一する。

災害時優先電話には通信専務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

ア 連絡責任者

市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名）を定める。

連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

イ 通信専務従事者

市は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信専務従事者を指名する。

通信専務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

※ 災害時優先電話番号一覧 （資料編 資料3-9）

6 防災情報システムの整備

(1) 防災情報システムの概要

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報、画像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有するシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等で被害情報をシステムに入力することにより、県災害対策本部等の全ての構成機関でそれらの情報を閲覧することが可能となる。

これにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達するとともに、多様な情報を関係機関で共有することができるようになり、より円滑な防災対策を講じることができる。

(2) 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は次のとおりである。

- | |
|-------------------------------------|
| ア 気象情報システム（予・警報、地震情報等） |
| イ 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等） |
| ウ 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成） |

7 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を伝達するシステム

8 その他通信網の整備

インターネット等の通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

また、被災者の不安解消のため、様々なメディアを利用し、きめ細やかな生活情報を提供していくとともに、被災者の健康維持や生活再建に向けた対応ができるように、相談窓口の充実を図る。

第2 市民に対する情報伝達の整備

市民に対する情報の伝達は、防災行政無線による広報を中心とする。

同時に、拡声器付広報車による広報を実施するが、交通途絶時においては、広報活動の範囲が限定される恐れがある。

迅速かつ正確な災害情報及び避難情報の伝達を行うため、防災行政無線の整備を図り、デマを防ぎパニック防止に努めるとともに、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール）、アマチュア無線等の多様な広報媒体を通じた適切な情報提供を実施する。

コミュニティFMやケーブルテレビなど市域に固有の広報媒体との連携強化を図り、市民へのPRを促進する。

さらに、要配慮者（特に聴覚障害者）を始めとする市民に対し、携帯電話にメールを一斉送信するシステムを活用するなど環境整備を行う。

- ※ 災害時における緊急放送の要請に関する協定書 （資料編 資料 2-10）
- ※ 日立市防災行政無線（固定系）系統図 （資料編 資料 3-5）
- ※ 日立市防災行政無線（固定系）システム （資料編 資料 3-6）
- ※ I P無線機整備状況一覧 （資料編 資料 3-7）
- ※ 日立市防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧 （資料編 資料 3-8）

第9節 防災施設、資器材等の整備計画

担当	責任者	総務部長
		都市建設部長、消防長
	課	防災対策課、都市整備課、道路管理課、常陸多賀駅周辺地区整備課、消防本部総務課
	関係機関	各項目に記載

第1 備蓄体制の整備

活動項目
1 大規模な災害発生を想定した備蓄体制の整備
2 備蓄倉庫の整備
3 備蓄物資の充実
4 緊急調達体制の整備

担当	責任者	総務部長
		公営企業管理者（上下水道部長）
	課	防災対策課、常陸多賀駅周辺地区整備課、消防署所、上下水道部総務課、水道課
	関係機関	日立市医師会、日立市薬剤師会

1 大規模な災害発生を想定した備蓄体制の整備

災害時応急対策においては、火災や倒壊等により住宅を失った市民のための食糧や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、応急活動用資器材等を速やかに用意しなければならない。しかし、災害時には、平常時には予想のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱がおさまリ、流通機構がある程度回復し、また他の地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後7日間を目安とする。）の必要分について、あらかじめ自力で確保できる目処をつけておく必要がある。

2 備蓄倉庫の整備

(1) 現況

ア 備蓄物資の収納場所として、市役所各支所に防災備蓄倉庫を設置しているほか、山間部の孤立化対策として中里地区及び十王地区（高原、黒坂）に飲料水を備蓄している。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応を踏まえ、指定避難所施設である小・中学校、交流センター等に備蓄倉庫を設置している。

※ 防災備蓄倉庫一覧（資料編 資料11-2）

イ 備蓄の目安を3日分から7日分に増量することから、効率的な物資の管理・運営を行うため、災害拠点倉庫を整備する。

3 備蓄物資の充実

(1) 主な備蓄品の現況

備蓄物資は毛布、飲料水等の生活必需品と発電機、投光機、リヤカー、担架等の応急対策に必要な資器材を備蓄している。

※ 備蓄品一覧（資料編 資料11-3）

(2) 整備目標

資機材の備蓄の目標を次のとおりにする。

ア 食糧

食糧は、発生後7日目までは「自力でしのげる」だけの量を備えることを指導し、事前に、流通事業者等と救援物資等供給協定を締結し、流通在庫備蓄を推進する。

さらに、東日本大震災の対応を踏まえ、指定避難所においても備蓄をする。

イ 生活必需品等

指定避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料その他生活必需品等についても同様に流通事業者等と生活必需物資等供給協定を締結し、流通在庫備蓄を推進する。

さらに、東日本大震災の対応を踏まえ、指定避難所においても備蓄をする。

ウ 応急給水用資機材の整備

給水タンク、ポリ容器等給水用資機材の整備、充実を図る。

さらに、東日本大震災の対応を踏まえ、指定避難所においても備蓄をする。

※ 応急給水資機材等一覧表 (資料編 資料 18-1)

4 緊急調達体制の整備

市は、り災人口を想定にして、指定避難所生活等において必要不可欠な毛布等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮するよう努める。さらに、指定避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、事業者と生活必需物資等供給に関する協定の締結を進め、流通在庫備蓄の確保に努める。

さらに、指定避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、災害用トイレなどの備蓄等についても同様に、あらかじめ各事業者との生活必需物資等供給に関する協定等の締結を進めるなど、協力体制を整備するよう努める。

第2 水防用資機材の整備

活動項目	
1	水防用資機材の整備
2	緊急調達体制の整備
3	備蓄水防資機材の現況報告

担当	責 任 者	都市建設部長、消防長
	課	都市整備課、道路管理課、警防課、消防署所
	関係機関	各関係団体

1 水防用資機材の整備

(1) 水防用資機材の現況

本市は、県知事から指定された指定水防管理団体としての責務を果たすため、水防計画のもとで、市関係各課及び関係機関との水防に関する連絡調整を行い、水防資機材や水防施設等を整備、点検し、消防機関を組織するなど平常時の水防業務を推進している。

※ 水防倉庫の水防用備蓄資機材 (資料編 資料 6-7)

※ 土のうストックヤード一覧表 (資料編 資料 6-11)

(2) 整備目標

おおむね堤防延長2kmについて1箇所の割合で、水防倉庫（木造3.3㎡程度）その他資材の備付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材の備蓄を図る。

2 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるような平常時からコミュニケーションの強化に努める。

3 備蓄水防資機材の現況報告

- (1) 水防管理者は、毎年2月25日までに1月末日現在の備蓄水防資機材の現況を、高萩工事事務所を経由して知事に報告する。
- (2) 水防管理者は、県有備蓄資機材を使用したときは、その品目、数量を高萩工事事務所長に報告する。

第3 避難施設の整備

活動項目	
1	指定緊急避難場所等の役割・機能
2	指定緊急避難場所等の整備
3	安全避難のための確保
4	ヘリコプター緊急離着陸場の確保

担当	責任者	総務部長
		都市建設部長、保健福祉部長、教育長（教育部長）、消防長
	課	防災対策課、都市整備課、常陸多賀駅周辺地区整備課、福祉総務課、学校施設課、警防課、消防署所

1 指定緊急避難場所等の役割・機能等

災害による被害を最小限度にとどめるためには、まず、大雨や台風、高潮等の風水害による河川及び堤防の決壊と、市街地大火をいかに防ぐかが重要となる。

災害発生時は、高齢者、障害者等の要配慮者をまず一時的に安全避難させた上で、地域ぐるみの災害活動に全力を尽くすものとし、その結果、幸いに鎮静化の方向に向かえば、必ずしも指定緊急避難場所等に移動する必要はない。

- (1) 指定緊急避難場所等は、各地域において、日常的に身近な施設であり、距離的にも比較的至近であること。
- (2) 指定緊急避難場所等は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全、生命を一時的に守り得る性能を持っていること。
- (3) 指定避難所は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や、住宅の損壊により生活の場が失われた場合、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設である。

なお、指定緊急避難場所、指定避難所など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

また、指定緊急避難場所等を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所等の整備

(1) 指定緊急避難場所等の指定及び変更等

ア 指定緊急避難場所等の指定

地域人口と他の指定緊急避難場所等との関係及び当該場所の地目等必要な調査を行い、指定緊急避難場所等として適していると認めたときは、防災会議の承認を得てこれを指定する。

イ 指定緊急避難場所等の変更、解除

指定緊急避難場所等が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合又は指定緊急避難場所等として適さなくなった場合には、前記アの指定と同様の手続をもってこれを変更、解除する。

ウ 指定緊急避難場所等の地区割り当て

指定緊急避難場所等の選定に伴って地域内の指定緊急避難場所等の状況と、その安全面積及び指定緊急避難場所等に通ずる道路の状況並びに周辺地域の人口分布等を考慮し、避難地区の割り当てを行い、地域住民にこれを周知徹底する。

(2) 指定緊急避難場所等の調査

指定緊急避難場所等の状況を常に調査し、指定緊急避難場所等及びその周辺状況に変化があった場合は、適当な措置を行う。

(3) 一時避難場所の整備

ア 整備基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域ぐるみの防災活動の拠点② 地域への情報伝達の拠点③ 防災活動を行う場合の高齢者、障害者、乳幼児、児童、病人等の要配慮者に対し一時的な安全を確保するための避難待機場所④ 指定緊急避難場所へ適切に二次避難するための集結地点 |
|--|

イ 指定の目安

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 耐災害性に優れていること（耐倒壊、耐火、耐水害等）② ある程度のオープンスペースが確保されている公園、緑地等とすること③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること④ 情報伝達上の便利が得やすいこと⑤ なるべく指定緊急避難場所を兼ねられる施設であること⑥ なるべく公共施設であること⑦ 町丁目単位で検討し、到達距離は1km以内とすること⑧ 空地の面積は、おおむね1,000㎡以上であること⑨ 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと |
|---|

(4) 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所については、次の目安に従って、適切な施設を指定し必要な機能の整備を図る。

- ① 安全な有効面積を確保することができる学校、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とすること
- ② 有効面積は、利用可能な避難空間として、1人当たり2㎡以上を確保すること
- ③ 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していること
- ④ 大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところであること
- ⑤ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること
- ⑥ 町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、到達距離は2km以内とすること
- ⑦ なるべく公共施設であること
- ⑧ 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

※ 指定緊急避難場所一覧表 （資料編 資料4-2）

(5) 指定避難所の整備

ア 指定の現況

災害時の指定避難所として、市内小・中学校等を指定し、必要な整備・改修を行っている。

「指定避難所予定施設指定の目安」

- ① 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
- ② 被災者の現住地の最寄り場所に設置できるよう、市内全域に確保すること
- ③ 情報の伝達上の便利が得やすいこと
- ④ 耐災害性に優れていること（耐震、耐火、耐水害等）
- ⑤ なるべく公共施設であること
- ⑥ 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

イ 指定避難所の決定

開設する指定避難所の決定は、被災者、被災地域の状況及び設置予定施設の被害の状況に応じて本部長が行う。

ウ 指定避難所予定施設の鍵の保管等

指定避難所予定施設の各管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し、開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底しておく。

また、本部長は、指定避難所開設の際迅速な開設が行えるよう、各指定避難所予定施設の予備鍵を原則として保管し、その場所、災害時の利用方法等を周知徹底しておく。

※ 指定避難所一覧表 （資料編 資料4-1）

※ 指定避難所運営マニュアル （資料編 資料4-7）

(6) 指定緊急避難場所等の整備目標

災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として、引き続き必要な整備・改修を進めていく。

なお、本市においては、一時避難場所、広域避難場所の区別を行っていないため、今後区分についての検討を図る。

整備・改修については、次の点に留意して進める。

- ア 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に設置する。
- イ 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 指定避難所における備蓄倉庫、救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- エ 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- オ 避難生活の長期化、高齢者や障害者等の要配慮者や女性に対応するため、必要物資の備蓄、水槽などの水利施設等、様々な生活施設（空調、洋式トイレ）、設備（スロープ、更衣室、授乳室、間仕切り等）の整備やケア策の充実に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

3 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するもの」と規定されている。

(2) 指定の基準

福祉避難所については、次の目安に従って、適切な施設を指定し必要な機能の整備を図る。

- ア 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること
- ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

※ 福祉避難所一覧表 （資料編 資料 4-8）

4 避難路の確保

(1) 避難路の整備

指定緊急避難場所等に安全に避難できるよう日頃から市民への避難経路の周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じる。

- ア 避難道路は、沿線に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
- イ 地下に危険な埋設物がないこと
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする

(2) 標識等の整備

ア 指定緊急避難場所等の周辺の安全確保

指定緊急避難場所等の周辺について、安全性の検討を行い、整備を進める。

イ 誘導標識等の整備

既に設置済みの避難誘導標識の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切な整備・増設に努める。

ウ 避難地案内板の整備

指定緊急避難場所の配置を地図上に示し、地理に不案内な人に、指定緊急避難場所の周知を果たすよう、適切な避難地案内板の整備を進める。

(3) 避難誘導體制の整備

ア 基本的考え方

避難時の誘導體制については、次のような基本的考え方に基づいて、より適切なものとなるよう検討し進める。

- ① 市民は、広域的な災害による避難指示が出された場合、原則として、最寄りの指定緊急避難場所等に自主的に避難する。
- ② 市は、広域的な災害による避難指示が出された場合、区域内の指定緊急避難場所等に職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示・伝達を行う。
- ③ 市は、避難路等の要所に誘導員を配置し、自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。また、避難指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
- ④ 消防本部・署は避難指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を本部長（市長）、警察署長に通報する。
- ⑤ 市、消防本部・署、自主防災組織等は、高齢者や障害者等のいわゆる「要配慮者」について、可能な限り、早めに避難させる。また、交差点や橋梁等の混雑予定地点においては、「要配慮者」のみの集団避難グループを区別し、優先的な避難誘導に努める。

イ 総務部・保健福祉部・消防本部・教育委員会・都市建設部の対策

①避難誘導體制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や被災状況等について迅速に把握し、関連機関、近隣市町村等との連携により、適切な避難誘導を行う体制の整備を進める。

②避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進するとともに、自主防災組織と連携し、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

③避難先の安全確保

a 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

b 指定緊急避難場所の安全化

指定緊急避難場所を風水害や市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

c 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定緊急避難場所に災害時の有線通信及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助、救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離着陸場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置づけることとし、下記の6カ所を予定している。

特に、使用の際に混乱が予想される指定避難所の緊急離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、指定緊急避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

ヘリコプター緊急離着陸場予定地の所在地及び面積は以下のとおりである。

	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	中里スポーツ広場	入四間町 479	24,000
2	浜の宮グランド	東町 3-167-1	5,550
3	国分グランド	鮎川町 1-4	7,500
4	大みかグランド	大みか町 6-20	22,500
5	日立市消防拠点施設	神峰町 2-4-1	19,089.75
6	日立総合病院屋上ヘリポート	城南町 2-1-1	31.66

第 10 節 火災予防計画

第 1 火災の予防

活動項目
1 火災予防査察
2 多数の者を収容する建築物の防火対策
3 危険物貯蔵所の防火対策
4 消防組織及び施設の整備充実
5 大規模・高層建築物の防火対策

担当	責 任 者	消防長
	課	予防課、警防課
	関係機関	高萩工事事務所

1 火災予防査察

消防機関が消防法の規定により防火対象物に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、また防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

- (1) 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置されているかどうか。
- (2) 炉・かまど・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理状況が市火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取り扱い状況が、市火災予防条例どおり確保されているか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取り扱い状況が市火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他の残火、取灰の不始末、焚き火禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が順守されているかどうか。

2 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記の事項を遵守させる

- (1) 自主防災組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (2) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (3) 建築物の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (4) 収容人数及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (5) 従業員等に対する防災教育の実施

3 危険物貯蔵所の防火対策

- (1) 危険物貯蔵等の防火対策

県及び消防機関は、石油精製、石油化学、化学繊維、合成樹脂製造工場及びガソリンスタンド等危険物の製造所、貯蔵所及び取り扱い各施設等に対して、下記の事項を実施させる。

- ア 位置、構造、消火設備、警報設備等は、危険物規制の政令基準に適合させる。
- イ 危険物貯蔵、取扱い移送運搬方法は、危険物取扱い者をして政令基準どおり実施させる。
- ウ 消防用設備等で政令に定めているものの工事又は整備は、消防設備士により政令の基準どおり実施させる。
- エ 屋外貯蔵タンクの政令で定めるものは、政令で定める時期に保安検査を実施させる。
- オ 政令で定めるところにより、定期点検を実施させる。

4 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市は現状と財政力に応じ、消防要員の確保及び消防本部、署の育成強化を図るよう、次の計画の策定を行う。

- ア 人員計画
- イ 組織事務分掌計画
- ウ 消防本部及び署の部隊編成計画

(2) 消防施設等の整備充実

財政力等の実情を勘案しつつ、実態に即した以下のような消防施設等の整備・強化を図る。

- ア 消防ポンプ自動車等の整備計画
- イ 消防水利整備計画
- ウ 消防庁舎の整備計画
- エ 消防緊急通信指令施設等の整備計画

5 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな災害が発生することが予測されるので、一般の建築物に増した防災対策が必要となる。

防災関係機関は、大規模・高層建築物の管理権限者又は関係者に対し、前記 2「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記の事項を推進する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 防災設備を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センター整備の推進

(2) 防災センター要員に対する高度な教育訓練の実施

第 2 消防設備等の整備

活動項目
1 常備消防力の整備・強化
2 消防団の整備・強化

担当	責 任 者	消防長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課
	関係機関	消防団

1 常備消防力の整備・強化

(1) 消防力の現況

日立市の常備消防力は、消防本部、各消防署、西部機関員派出所、大沼出張所、久慈出張所、田沢出張所、十王出張所から構成されており、平成 20 年 2 月現在の消防職員は 277 名、消防車両等 56 台を保有している。

※ 消防機関の配置 （資料編 資料 9-1）

※ 市消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況 （資料編 資料 9-3）

(2) 消防力の整備

日立市における各種消防車両等の消防力を計画的に整備・拡充し、消防・救急ニーズに見合った車両整備、及び職員の確保を引き続き推進する。

あわせて消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

また、国や県の補助制度を活用し、救助資機材、救急資機材及び消防資機材の整備を進め常備消防力の強化を図る。

(3) 消防水利の充実強化

発災時、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また、狭あい道路に面する消火栓についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。

このため、総合危険度の高い地域を優先に耐震性貯水槽の整備を図るとともに、海水・河川水等の自然水利の活用を検討する。

※ 消防水利の現況 （資料編 資料 9-6）

2 消防団の整備・強化

災害時における消防団の整備・強化を図るため、装備・処遇の改善、教育訓練の充実、青年層・女性層を始めとした団員の確保に努めるとともに、老朽化した器庫の整備及び車両装備等の高度化（車両等の更新及び資機材の充実）を推進する。

※ 消防団の名称、位置及び担当区域 （資料編 資料 9-2）

※ 消防団の消防機械の現況 （資料編 資料 9-4）

※ 自衛消防隊の現況 （資料編 資料 9-5）

第 11 節 防災広報の充実

担当	責 任 者	総務部長、消防長、教育長（教育部長）、市長公室長
	課	人事課、防災対策課、警防課、予防課、消防署所、教育委員会総務課、学務課、指導課、広報戦略課
	関係機関	日立警察署、自主防災組織、N T T 東日本茨城支店、東京ガス日立支店、東京電力パワーグリッド日立事務所、J R 東日本、茨城交通、N E X C O 東日本水戸管理事務所

第 1 市職員に対する教育

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市域及び住民に関する防災計画を作成し、その実施にあたりとともに、災害の未然防止、被害の拡大防止、被災者の救護等地域防災に関し第一次的な責任を有している。

市職員は、この責任を遂行するために、防災に関する知識を高め、必要とする防災訓練を実施しなければならない。

1 教育方法

(1) 新任研修

市職員に対して、防災に関する研修を実施し、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、被災自治体等の担当者等を講師として招き、教育の一環とする。

また、防災・災害対応に関する市職員の意識及び能力の向上を図るため、職員の災害時対応関連資格の取得を支援する。

(2) 職場教育

職員に対する教育は、日頃からそれぞれの職場で教育することが最も重要である。

職員各々が知識を高めることにより、災害時に有効な活動ができるとともに市民への対応が適切になされることにもなる。

そこで職場教育では、一般的、共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場で具体的に定められた職員個々の役割等を、その職場に合った教育を実施するものとする。

(3) 「防災ハンドブック」等による周知

職場教育に加え「防災ハンドブック」等を参考に職員の自己研さんによる防災業務の周知徹底を図るものとする。

2 教育内容

教育の内容は次の事項を基本として必要事項を教育するものとする。

(1) 新任研修内容

- ①災害対策活動の概要
- ②防災関係職員としての心構え
- ③役割分担
- ④防災行政無線の取扱方法

(2) 市職員の教育内容

- ①大規模災害に関する知識
- ②災害対策として現在講じられている施策に関する知識

③職員等が果たすべき役割

④今後災害対策として取り組むべき必要のある課題

第 2 市民に対する指導及び広報

市民等に対し、自らが身の安全を守る、いわゆる「自助」の心がまえを高めてもらうため、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等の正しい知識の普及に努めるものとする。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、防災教育を実施するものとする。

さらに、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

防災機関名	媒体	対象	内容
日立市	市報、講演会、広報車、啓発ビデオ、学級活動、防災マップ、防災ハンドブック、インターネット、ケーブルテレビ、ラジオ	市民コミュニティ 自主防災組織 児童・生徒 市職員	○風水害に対する一般知識 ○各防災機関の災害対策 ○出火防止及び初期消火の心得 ○室内外、高層ビル、地下街等における災害発生時の心得 ○避難路、避難地 ○避難方法、避難時の心得 ○食糧、救急用品など非常持出品の準備 ○学校施設等の防災対策 ○災害危険箇所 ○自主防災活動実施 ○防災訓練の実施
茨城県	広報紙、講演会、パンフレット、研修、広報車、ビデオ、テレビラジオ、インターネット	地域住民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒 県及び市職員	市と同じ
日立警察署	チラシ、ミニ広報紙、パンフレット	地域住民	○風水害等に関する一般知識 ○避難方法、避難時の心得 他
市消防本部	講演会、フェア、広報紙、パンフレット	地域住民、事業所	○風水害等に関する一般知識 ○出火防止及び初期消火の心得 ○室内外、高層ビル、地下街等における災害発生時の心得 ○避難方法、避難時の心得

			○食糧、救急用品など非常持出品の準備 ○各防災機関の災害対策 ○救急救護の方法
NTT東日本 茨城支店	パンフレット	地域住民	○災害発生時の電話使用上の心得 ○通信設備の災害対策 ○災害発生時の電話のサービス 他
東京ガス 日立支店	パンフレット	地域住民	○ガス事業所の防災体制 ○災害発生時の初動措置 ○災害発生時のガス栓、マイコンメータ
東京電力パワ ーグリッド日立 事務所	パンフレット	地域住民	○災害時の電気利用上の心得 ○災害発生時の初動措置 ○施設の耐災害性 他
J R 東日本、 茨城交通	パンフレット	利用客	○避難方法、避難時の心得 ○施設の耐災害性 他
NEXCO 東日本水戸 管理事務所	パンフレット	利用客	○災害発生時に関するドライバー心得 ○避難方法、避難時の心得 ○施設の耐災害性 他
市企業局	パンフレット	地域住民	○施設の耐災害性 ○災害発生時の応急対策 ○飲料水の備蓄等 他

1 広報方法

- (1) 広報紙・刊行物等の発行やケーブルテレビ・ラジオによる普及・啓発

地域特性を生かし住民に分かりやすい防災マップ、防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット、災害非常用持出袋等を作成し、防災に関する啓発を図り、市報やケーブルテレビ等でも、防災に関する情報等を提供して防災知識の普及に努める。

また、外国人を対象として防災ハンドブックを作成し配布するよう努める。

- (2) インターネット等による普及

ハザードマップ等の防災情報をインターネット等を活用して提供し、防災意識の啓発を図る。

- (3) 報道機関による普及及び協力

各種報道機関を活用して、防災に関する正しい知識の普及に努める。

また、報道機関等が防災に関する広報をするにあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は積極的に協力する。

- (4) 映画・プロジェクター等による普及

防災関係の映画等を作成又は購入し、集会等で上映する。

- (5) 集会等による普及

地域住民の集会、座談会、防災訓練及び防災用品の展示会開催等あらゆる機会を利用する。

- (6) 学校教育による普及

学年別の防災知識の手引きを作成・配布し、防災用ビデオの貸出や学校教育活動の中で、災害に関する知識等の普及を図る。

2 広報内容

- | |
|---|
| <p>ア 災害に関する一般知識</p> <p>イ 災害に対する平素からの備え</p> <ul style="list-style-type: none">① 家族の連絡方法② 出火防止及び初期消火の心得③ 危険防止措置の実施④ 防災袋及び非常持ち出し品の準備⑤ 室内外、高層ビル、地下街等における災害発生時の心得⑥ 避難方法、避難時の心得⑦ 通学時の安全対策⑧ 学校施設の防災対策⑨ 救急救護の方法⑩ 防災訓練の実施⑪ 交通機関の対応、時差帰宅等 |
|---|

第 3 園児、児童、生徒に対する教育、指導等

市内にある幼稚園、学校等に通学（通園）する園児、児童、生徒を対象に、市、教育委員会は、「子どもを災害から守る」ことを重点目標として、風水害等について教育指導する。

さらに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 12 節 防災訓練計画

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長
	課	防災対策課、警防課、予防課
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、東京電力パワーグリッド日立事務所、 J R 東日本、N E X C O 東日本水戸管理事務所、東京ガス日立支店、 N T T 東日本茨城支店、ほか防災関係機関、消防団、自主防災組織

第 1 茨城県が行う防災訓練

県が、近隣都県市、市町村及び防災関係機関と合同又は単独で行う訓練は、以下のとおりである。

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 非常参集訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 広域応援協定に基づく合同訓練

第 2 日立市が行う防災訓練

県、他の市町村及び防災関係機関並びに住民の協力のもとに、防災訓練を実施することにより、災害に関する知識と防災活動の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技能の修得、更には防災計画の実行性の検証を図るため、災害の発生を想定し、具体的な計画に基づいて実践的な防災訓練を実施する。

また、災害時における消火活動や緊急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

- (1) 訓練の主体

防災訓練は、その目的と性格により、以下のとおり分類される。

- ア 防災関係機関が行う訓練 ————— 習熟、連携、技術の習得、検証
- イ 住民及び自主防災組織が行う訓練 ————— 意識の高揚、技術の習得
- ウ 防災関係機関及び住民が合同で行う訓練 —— 連携、その他全般

なお、行政主体型に偏重しないよう、目的と必要性及び地域の特性に応じた実践的な訓練の形態を選択して計画する。

- エ 学校及び児童・生徒を含めた住民が合同で行う訓練—連携、その他全般

- (2) 日立市が行う訓練

- ア 地域防災訓練

本市に災害が発生あるいはそのおそれがある場合を想定し、市及び市内の関係機関の密接な連携協力のもとに、迅速かつ的確な災害対応策が実施できるように、防災活動に関する責任と自覚と技術の向上を図るとともに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、もって防災体制の確立に資することを目的として地域的に防災訓練を実施する。

①実施時期

原則として、年 1 回市長が定める期日に実施する。

②必要に応じて、広域洪水、大火災等を想定して、最も効果的な方法により実施する。

- | |
|-----------|
| a 水防訓練 |
| b 避難等救助訓練 |

イ 消防訓練

消防長は、所属職員が消防活動に必要な基本的な動作又は操作等について習熟させるため計画的な訓練を実施させる。

- ①機器取扱訓練 機械器具の操作取扱いの習熟向上を図るために行う。
- ②出場訓練 定時出場訓練及び不出場に区分し、出場区分の迅速確実を期するとともに、機器の調整並びに器具及び装着の点検を行う。
- ③操縦訓練 地水利等の徹底及び消防自動車、消防艇等の操縦技術の向上を図る。
- ④放水訓練 水利部署、給水処置、送水操作及び注水技術の向上を図る。
- ⑤通信訓練 有線、無線通信の用語及び通信機器取扱いの習熟を図る。
- ⑥救助訓練 人命救助に必要な各種器材の活用要領と操作の習熟を図る。
- ⑦消防活動訓練 建物、物件等の利用並びに機器を使用し、消防活動技術の習熟を図る。
- ⑧緊急救援、避難等救助訓練

緊急救援、避難その他救助の円滑な遂行をはかるため、水防・消防等の災害防護活動と合同や単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院、社会福祉施設、百貨店、映画館等にあつては収容者等、人命保護のため特に避難について訓練を実施する。

ウ 自主防災訓練

自主防災組織による防災訓練を、日立警察署、消防本部・署、消防団、その他関係団体の協力のもとに実施する。

第 3 事業所(防火管理者)が行う防災訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

第 4 防災関係機関が行う防災訓練

各機関は、それぞれが定めた防災計画（業務計画）に基づき、訓練を行う。

なお、訓練を行う中で本旨と協調して行う訓練内容を盛り込むように努め、常に相互協力体制を維持する。

第 13 節 防災組織等の活動体制整備計画

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長
	課	防災対策課、予防課、消防署所
	関 係 機 関	自主防災組織、消防団、ほか防災関係機関

第 1 日立市の防災組織等

(1) 日立市防災会議

ア 設置の根拠等

- ①災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項
- ②日立市防災会議条例 （資料編 資料 1-1）

イ 所掌事務

- ①地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②水防計画に関し調査審議をすること。
- ③市の地域にかかわる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ④前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

ウ 組織

防災会議は、市長を会長とし、国・県の機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員、教育長、消防長及び消防団長、その他の職員等をもって組織する。

※ 日立市防災会議条例 （資料編 資料 1-1）

(2) 日立市災害対策本部

ア 設置の根拠等

- ①災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項
- ②日立市災害対策本部条例 （資料編 資料 1-3）

イ 所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市の災害予防計画及び災害応急対策を実施すること。

ウ 組織

日立市災害対策本部組織は、次に示すとおり組織する。

※ 災害応急対策計画 第 1 節 第 2 災害対策本部 5 組織・運営等 参照

エ その他

- ①市本部は県本部との連携を密にし、災害対策に当たるものとする。
- ②県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- ③市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため市に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

④災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

⑤意見聴取・連絡調整等関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

⑥居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

(3) 複合災害対策

①複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

②災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(4) 他組織との連携

平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集団・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(5) 人材の活用

災害発生後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(6) 市水防管理団体

ア 設置の根拠等

①水防法第 26 条

②日立市災害対策本部条例（資料編 資料 1-3）

イ 所掌事務

水防計画その他水防に関し、必要な事項を調査、審議すること。

ウ 組織

日立市災害対策本部組織は、次に示すとおり組織する。

※ 第 3 章災害応急対策計画 第 1 節災害応急活動体制 第 2 災害対策本部 6 災害対策本部組織・運営等 参照

(7) 市水防本部

ア 設置の根拠等

①水防法第 3 条

②日立市防災会議条例 (資料編 資料 1-1)

イ 所掌事務

第 3 章災害応急対策計画第 5 節水防計画第 1 水防組織に定めるところにより、市域の水防に関する予防計画、応急対策及び応急復旧対策を実施すること。

ウ 組織

日立市水防本部は、次に示すとおり、組織する。

※ 第 3 章災害応急対策 第 5 節水防計画 第 1 水防組織 参照

第 2 茨城県の防災組織

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 県防災会議
(2) 県災害対策本部
(3) 県水防本部 |
|---------------------------------------|

※ 水防警報連絡系統図 (資料編 資料 6-4)

第 3 防災関係機関

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」「指定地方行政機関」(以上の国の機関)「指定公共機関」「指定地方公共機関」(以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)、及び「公共的団体」等の防災関係機関は法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

第 4 自主防災組織

本市においては、昭和 53 年 6 月に起こった宮城県沖地震災害の教訓をふまえ、日立市コミュニティ推進協議会の行う「市民運動推進者のつどい」で自主防災の必要性をテーマに話し合いを行い、昭和 55 年 3 月に自主防災モデル地区（4 地区・豊浦、中小路、成沢、金沢）を指定して本格的な活動が始まり、平成 11 年度には市内全小学校区ごとの自主防災組織の結成が完了した。

更に、平成 16 年の旧十王町との合併を経て、平成 19 年 4 月に十王地区に自主防災組織が設立され、市内全域で 23 組織が結成されている。

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、活動についての助言あるいは援助等を行い、自主防災組織の指導及び育成に努める。

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域住民の隣保協同の精神による自発的な防災活動の推進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮できるように努める。

(2) 組織活動の促進

市は、防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(3) 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有している必要がある。

このため、訓練その他のあらゆる機会に啓発を行うが、主な活動内容は次のとおりである。

- | |
|--|
| ①防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
②情報収集・伝達、初期消火、避難、救出救護、各種訓練の実施
③火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 |
|--|

イ 市の指導及び助成

市の指導及び助成については、次のとおりである。

- | |
|---|
| ①自主防災に関する意識の高揚
市は、自主防災に関する認識を高め、組織を充実するために必要な資料の提供、研修会の開催を行い、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。
②組織活動の促進
市は、消防機関及び自治会等の有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動を促進する。
③自主防災組織への助成
市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備促進のため、必要に応じて助成を行う。 |
|---|

第 5 施設の防災組織

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

事故災害対策計画 第 7 章 危険物事故災害対策計画に準じる。

第 14 節 緊急輸送体制の整備

第 1 陸上輸送体制の整備

活動項目
1 緊急輸送道路
2 交通規制計画
3 集積場所・輸送拠点
4 民間との協定締結の推進

担当	責 任 者	都市建設部長
		消防長
	課	常陸多賀駅周辺地区整備課、都市整備課、道路建設課、道路管理課、警防課
	関係機関	常陸河川国道事務所(日立国道出張所)、茨城陸運支局、自衛隊、日立警察署、高萩工事事務所、NEXCO東日本水戸管理事務所、J R 東日本、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会

1 緊急輸送道路

市内の各地域に対して、援助・救護物資や応急対策活動要員の迅速かつ適切な輸送体系を確保するため、緊急輸送道路の指定及び整備を図る。

特に、緊急輸送道路に想定される主要道路の橋梁については、耐震性の強化を図る。

以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定項目を示す。

(1) 選定基準

ア 県の基準

①第 1 次緊急輸送道路

隣接都県の都県庁所在地との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や重要港湾・空港等に通じる主要な市町村道等

②第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③第 3 次緊急輸送道路

その他の道路

イ 市の基準

県の指定した路線と有機的に連携を保つことを基本として、以下の各施設と県が選定する緊急輸送道路を結ぶ市道を指定する。

緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設

- 市役所、警察署、消防本部（署）、収容医療機関等の主要公共施設
- 指定緊急避難場所、指定避難所、防災備蓄倉庫
- 輸送拠点、ヘリコプター臨時離発着場

(2) 緊急輸送道路の指定

ア 県の指定路線

県の指定する路線のうち、市内を通過する緊急輸送道路は、常磐自動車道、国道 6 号ほか別に示すとおりである。

イ 市の指定路線

市の指定路線は別に示すとおり。なお、この指定は必要に応じて、その都度見直す。

※ 茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表（資料編 資料 16-1）

※ 市指定緊急輸送道路（市道）一覧表（資料編 資料 16-2）

2 交通規制計画

(1) 交通規制計画の策定

市は、災害発生時に、市域に対しての援助・救護物資や応急対策活動要員の迅速かつ適切な輸送を確保するため、緊急通行車両を明確にする等あらかじめ交通規制計画を定め、日立警察署との連携を図りながら、緊急輸送道路の効果的な交通規制を実施する。

(2) 交通規制計画の周知

市は、震災発生時に、市民に対して、自家用車両使用の自粛及び運転車両の措置方法等の啓発を図るほか、市報や防災マップ等により災害時の緊急輸送路の周知を図る。また、発災時において交通管制区域内でとられる交通規制措置について、緊急迂回路ルートマップ等を作成できるよう、日立警察署と連携を図る。

3 集積場所・輸送拠点等

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うために、集積場所及び輸送拠点を指定し、指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等の設置を検討する。また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。さらに、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

4 民間との協定締結の推進等

災害時の人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内バス輸送機関（日立電鉄交通サービス）、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。また、災害時の連絡体制や協力方法その他について、市と日立市建設業協会の両者が連絡調整を行い、必要な協定の締結を推進する。また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第 2 航空輸送体制の整備

活動項目
1 臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備
2 ヘリコプター緊急離発着場の確保

担当	責 任 者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、警防課
	関係機関	県防災・危機管理課、自衛隊

1 臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備

万一落橋その他により、車両による輸送が不可能となった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段についてもあらかじめ確保しておく必要がある。

(1) 指定基準

市内全域をカバーする観点から、次のような基準により、防災ヘリコプターの臨時ヘリポートとなり得る場所の選定を行い、必要な整備を進める。

臨時ヘリポートの指定基準
ア 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
イ 地面斜度 6 度以内である
ウ 70m×70m 以上の面積があり、周囲に障害物がないこと（着陸点）
エ 車両等の進入路があること
オ ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/s の横風があるので風圧を考慮すること
※ 面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なる

(2) 設置予定地

現在、ヘリポート緊急着陸場として 7 ヶ所を指定しているが、市内全域について、空輸による輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップするとともに、空中輸送の拠点となり得る場所をあらかじめ想定しておく。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

※ ヘリポート設定場所概要 （資料編 資料 16-5）

2 ヘリコプター緊急離発着場の確保

「第 2 章第 9 節 防災施設、資機材等の整備計画」の「5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保」に記載する 8 か所を予定する。

第 3 海上輸送体制の整備

活動項目	
1	海上輸送体制の整備の推進

担当	責 任 者	産業経済部長
		都市建設部長
	課	商工振興課、道路管理課
	関係機関	茨城海上保安部、自衛隊、茨城港湾事務所日立港区事業所、 茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会

1 海上輸送体制の整備の推進

大規模な災害が発生した場合、被災直後の緊急物資や市内観光客等を含めた避難者の海上輸送を検討する必要がある。

茨城港日立港区へは大型船の接岸が可能であり、また本市内には漁港も整備されていることから、災害時には、これら施設を海上輸送に活用することができる。このため、平常時から関係機関が連携し、必要な施設の整備を図るとともに、行政機関並びに民間事業者等が協力協定を締結するなど、海上を利用した災害時輸送体制の整備を進める。

第 15 節 救援救護体制の整備

第 1 給水体制の整備

活動項目
1 行動指針の作成
2 応急給水用資機材の配備
3 応急飲料水の確保
4 検査体制の整備
5 緊急時協力体制の整備
6 災害時協力井戸制度の整備
7 応急給水所（拠点）の整備

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）
		総務部長
	課	上下水道部総務課、水道課、浄水課、防災対策課
	関係機関	水道協定市町村

1 行動指針の作成

市が、応急給水・復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

■ 応急給水・復旧の行動指針

(1)	緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面等の保管場所、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定める。
(2)	外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定める。 ア 集結場所、駐車場所、居留場所 イ 職員と支援者の役割分担と連絡手段
(3)	住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定める。 ア 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 イ 災害の規模に応じた断水時期の目安 ウ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
(4)	他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定める。 ア 指揮命令系統の整った支援班の編成 イ 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

2 応急給水用資機材の配備

市は、速やかに応急給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク、ポリ容器等給水用資機材の整備・充実と輸送する車両の調達体制の整備を図る。

※ 応急給水資機材一覧表 （資料編 資料 18-1）

3 応急飲料水の確保

(1) 耐震性貯水槽等の整備

道路の破損その他により、被災地への搬送が困難になる事態を想定し、応急飲料水の耐震性貯水槽等の整備を検討する。

(2) 小中学校への井戸の設置

指定避難所であってプール設備のない学校については、災害時の生活用水等確保のため、井戸の整備を検討する。

(3) 各家庭での飲料水・生活水の確保

各家庭においては、家族数にあわせて最低 1 人 1 日 3 リットルの飲料水を、3～5 日分備えておくこととし、風呂の残り湯をとっておくことや設置費用の一部を補助している雨水貯留施設を整備することなど、断水時の生活用水に使用できるように情報提供を行う。

※ 配水池の貯水量 (資料編 資料 18-2)

(4) 配水池の緊急遮断弁等の整備

地震動による漏水の多発や浄水・送水機能が不能になった場合を想定し、応急飲料水の確保のため、配水池に必要な緊急遮断弁や上下段バルブを整備する。

4 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

5 緊急時協力体制の整備

建設工事関連団体及び日本水道協会との災害時における協力要請に関する協定等の締結や水道 O B による協力員制度の創設等、迅速かつ的確な災害時給水活動の強化を図るとともに、応急給水活動に必要な人員を想定し確保する。

特に、要配慮者への供給体制について、民生委員や自主防災組織等との連携体制の整備を図るものとする。

6 災害時協力井戸制度の整備

市民が所有する井戸や湧水について調査を行い、災害時の緊急時において近隣住民からの求めに応じて水の提供を行える者（協力井戸）を把握する。

市は、これらの協力井戸を市民が災害時に利用できる水源として確保するとともに、市民への周知に努める。

7 応急給水所（拠点）の整備

市は、市内全域が断水となった場合を想定し、迅速に給水活動が実施できるよう、あらかじめ応急給水所（拠点）の整備を図る。応急給水所（拠点）の配置については、車両での輸送作業をできるだけ軽減するため、配水場、ポンプ場又は事業所地下水の活用等、直接供給できる場所を優先的に選定し、空白地区を給水車による給水で補完し、また、全ての地区においておおむね半径 1.5 km 圏内に配置するよう努める。

※ 応急給水所（拠点）一覧 (資料編 資料 18-5)

第 2 救急・救助体制の整備

活動項目
1 救助活動体制の強化
2 救急活動体制の強化
3 地域の救出・応急手当能力の向上
4 要配慮者等に対する救護体制の整備

担当	責任者	消防長
		保健福祉部長
	課	警防課（各署所）、健康づくり推進課
	関係機関	日立保健所、日赤茨城県支部、日立市医師会

1 救助活動体制の強化

- (1) 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の充実を図り、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の強化を図る。
- (2) 大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。
- (3) 救助活動を効果的に実施するための消防団に対しての教育指導を推進して、救助活動能力の向上に努める。
- (4) 大規模災害時に相互に応援活動を行うため、市消防本部は広域消防応援協定を締結する。
また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。

2 救急活動体制の強化

- (1) 災害時に医療拠点となる病院や医師会等に情報連絡網（防災無線等）を整備し、救護班や医療従事者の体制、医療資機材の確保、後方医療機関への負傷者搬送等を円滑に行える体制を整える。
- (2) 救急車の災害時優先携帯や救急医療情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助隊の整備・充実を図る。
特に、救急患者のプレホスピタルケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備・充実を図る。
- (3) 救急教育の計画的な実施を図る。
- (4) 市民の自主救護能力の向上及び災害時医療活動を的確に実施するための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。
- (5) 大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、離着陸場の整備、関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。
- (6) 集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。
- (7) 大規模災害時に円滑なトリアージ活動が行えるように、日立市地域医療協議会主催による大規模災害時におけるトリアージ訓練等に参加するなど実施関係機関との連携を図る。
- (8) 災害派遣医療チーム（DMAT）受入れ体制の整備を図る。

3 地域の救出・応急手当能力の向上

(1) 応急手当普及啓発

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当講習において、正しい知識と技術の普及啓発を図る。

(2) 市民及び事業者の責務

市民及び市内の事業者は、応急手当講習を積極的に受講し、正しい知識と技術の維持に努める。

4 要配慮者等に対する救護体制の整備

高齢者や障害者等、また日本語の理解できない外国人等いわゆる要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

また、平常時から、被災者応援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。

第 3 応急医療体制の整備

活動項目
1 医療救護施設の確保
2 医療体制の整備
3 医療器具及び医薬品の確保

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長
	課	健康づくり推進課、警防課、消防署所
	関係機関	日立保健所、日赤茨城県支部、日立市医師会、 日立歯科医師会、日立薬剤師会

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。

また、病院等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努める。

2 医療体制の整備

市は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内収容医療機関を始めとする医療機関におけるネットワーク化の強化を図るとともに、医療施設の拡充・充実、防災体制（自家発電機、防災無線を始めとする通信機器、燃料備蓄、災害対応マニュアル等）の整備を図るよう、県その他関係機関に要請する。

また、医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

※ 救急告示病院一覧表 （資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表 （資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表（資料編 資料 12-3）

※ 災害拠点病院・救命救急センター・災害派遣チーム（DMA T 指定医療機関）
（資料編 資料 12-9）

3 医療器具及び医薬品の確保

(1) 災害対策医薬品（救急箱）の配備

指定避難所若しくは救護所設置予定施設として指定する小・中学校等の施設に、災害対策用医薬品セット（救急箱）等を配備する。

(2) 医師会等との連携強化

防災備蓄倉庫、指定避難所、救護所設置予定施設への災害対策用医薬品セット等の配置にあたっては、内容品等について、日立市医師会、日立薬剤師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

第 4 災害廃棄物処理体制の整備

活動項目	
1	大規模災害を想定した処理・処分計画の策定
2	県内市町村、民間事業者との応援・協力体制の整備
3	有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前 P R

担当	責 任 者	市民生活環境部長
	課	廃棄物減量推進課、清掃センター、環境推進課（ゼロカーボン推進係）
	関係機関	県（環境対策課、県防災・危機管理課）、関係事業所

1 大規模災害を想定した災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、ごみ・がれきの発生量が通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。

このため、災害廃棄物を迅速に収集、運搬、処分する必要性から、その支援体制の整備や最終処分に至る間の一時的集積場所の想定等を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定し、非常時に備える。

2 県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備

災害時に発生する、平常時を上回る大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、県内市町村間で相互支援協定を締結し、協力体制を構築する。

また、民間廃棄物処理業者、市収集・運搬処理許可業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し、必要な体制の整備を図るよう努める。

※ 災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書（資料編 資料 15-5）

3 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等の事前 P R

災害時には、平常時を上回る大量のごみ・がれきが発生し、収集・処分しなければならないため、平常にも増してごみの分別・排出抑制により市の作業を減らすよう、市民、事業所等の協力が重要となる。特に、有害ごみ・危険ごみの発生時点での分別が阪神・淡路大震災の大きな教訓となっている。市は、このような観点から、平常時にごみ分別の周知徹底を図るため、市報や家庭版防災ハンドブックその他様々な機会を通じて、事前 P R の徹底を行う。

第 5 し尿処理体制の整備

活動項目
1 災害用仮設トイレ等の整備
2 仮設用資機材の整備
3 収集運搬・管理体制の確立
4 処理方法の整備・検討

担 当	責 任 者	市民生活環境部長
		公営企業管理者（上下水道部長） 総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長
	課	環境推進課、下水道課、浄化センター、防災対策課、 教育委員会総務課、健康づくり推進課
	関係機関	県（環境対策課、県防災・危機管理課）、し尿処理関係事業所

1 災害用仮設トイレ等の整備

災害時に指定緊急避難場所、指定避難所及び浄化槽・下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備し、共同仮設トイレとして利用されるよう整備を進めている。

また、今後建設される公共施設及び公園等については、災害時の仮設トイレとして確保することができるよう努める。

さらに、指定避難所から終末処理場までの下水道管渠の耐震化を進める中で、マンホールトイレの設置条件に適合する指定避難所へのマンホールトイレの整備を検討する。

2 仮設用資機材の確保

災害用仮設トイレの整備と並行して、仮設用資機材の整備を推進するため、今後、県、保健所その他の関係機関との連携を図りながら、仮設用資材の種類、数量の把握、トイレ等の消毒方法の検討を行う。

また、家庭版防災ハンドブック等により、携帯用簡易トイレ等の各戸備蓄について啓発を行う。

3 収集運搬・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・管理体制を検討し確立する。

4 処理方法の整備・検討

災害時を想定した処理施設の整備や収集したし尿の処理については、滑川クリーンセンター（一次処理）へ投入するほか、終末下水道処理施設への緊急投入等、適切な処理計画の検討を進める。また、市のし尿収集許可業者等との災害時の協力協定の締結等の推進を図る。

第 6 「住」環境の整備

活動項目
1 住宅供給等促進計画の策定推進
2 市営住宅耐震診断等

担当	責 任 者	保健福祉部長
	課	市営住宅課
	関係機関	各関係団体、事業所

1 住宅供給等促進計画の策定推進

(1) 大規模災害時想定 of 住宅供給等促進計画の策定

大規模災害時には住宅が倒壊するなど、住宅必要量が増大する事が想定される。

このため、「非常時住宅供給促進計画」を策定するよう努め、これにより、県に対し必要な体制の確立の要請をするとともに、茨城県内各市町村に対し応援・協力の要請を図る。

(2) オープンスペース台帳の作成

大規模災害時における迅速な住宅供給を図るため、市内の公園、公有地、その他の民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を作成し、データベース化を図る。

(3) 既存市営住宅のデータベース化及び県営住宅協力体制の強化

大規模災害時における迅速な住宅供給を図るため、既存の市営住宅の利用状況を台帳管理し、速やかに対応が図れるようデータベース化を図る。

また、県営住宅についても協力体制の強化を図る。

2 市営住宅耐震診断等

市が管理している市営住宅について、定期の耐震診断を進めるとともに、常に補修等を行うよう努めることとする。

第 7 ボランティア活動環境の整備

活動項目
1 ボランティア団体の組織化・育成
2 ボランティアの受入体制の整備
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ
4 ボランティアリーダーの養成

担当	責 任 者	保健福祉部長、市民生活環境部長
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、コミュニティ協働課
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、各関係機関、団体、事業所

1 ボランティア団体の組織化・育成

市は社会福祉協議会を核とする防災ボランティア活動拠点整備、ボランティア保険への加入促進並びに助成、市民への普及啓発活動、各市町村社会福祉協議会等の諸団体等における相互応援協定の締結等、ボランティア組織の育成・連携の強化に努める。

2 ボランティアの受入れ体制の整備

阪神・淡路大震災を踏まえたボランティア活動の効果的な役割を明らかにするとともに、各ボランティア団体の有効分野を検討し、地域防災計画にその活動を位置付け、行政との円滑な連携が図れるよう受入体制を整える。

また、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的に参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年 1 月 17 日の「防災とボランティアの日」及び 1 月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じて、市民にボランティア意識の醸成を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ及びラジオ、新聞等の報道機関や県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社茨城県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

4 ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、以下のような県等が行っている研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。

(1) 県が行う研修会及び講習会

- ア 災害救援ボランティア養成研修（県総務部）
- イ 生涯学習推進センターにおける研修（県教育庁）
- ウ ボランティアリーダー・コーディネーターコース研修（県社会福祉協議会）

(2) 赤十字防災ボランティア研修計画

日本赤十字社茨城県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、以下の計画に基づき研修・訓練を実施する。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア一般研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティア・ リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア・ 地区リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア・ リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア・ リーダー会議	リーダー	研修の役割分担等
防災ボランティア・ 地区リーダー研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等
防災ボランティア実技研修会	一般登録者	救急法、救護関係実技等

第 16 節 要配慮者及び観光客等の安全確保対策

第 1 基本的な考え方

活動項目
1 本市における要配慮者の現況
2 基本的な考え方
3 要配慮者に対する救護体制

担当	責 任 者	保健福祉部長
		市民生活環境部長
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、コミュニティ協働課
	関係機関	市社会福祉協議会、各関係機関・団体

1 本市における要配慮者の現況

高齢者、障害者等を対象に避難行動要支援者名簿を整備したことから、対象者の拡大（外国人、妊産婦等）などの充実に努めていく。

災害発生時には、その名簿を基に安否確認・避難誘導を行える体制を確立する。

※ 市内の社会福祉施設一覧表 （資料編 資料 15-1）

※ 日立市避難行動要支援者名簿取扱要領 （資料編 資料 12-7）

2 基本的な考え方

以下に基づき、要配慮者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

■ 要配慮者の災害時の安全な避難を確保するために必要な基本的な考え方

- (1) 地域住民は、「要配慮者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- (4) 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。
- (5) 市は、要配慮者の避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者が市民と共生できるよう、「福祉のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進する。また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努めるなどの特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

3 避難行動要支援者の安全確保

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者を避難行動要支援者として把握し、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置を講ずる。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、次に掲げる者を避難行動要支援者として、民生委員、地域福祉関係者及び関係機関と連携しながら名簿の作成、整理・保管を行う。

- ア 身体障害者のうち、その障害の程度の程度が 1 級又は 2 級の者
- イ 知的障害者のうち、その障害の程度が○A 又は A の者
- ウ 精神障害者のうち、その障害の程度が 1 級又は 2 級の者
- エ 介護保険法による要介護状態区分が要介護 3 以上の者
- オ 市の緊急通報システムを設置している者
- カ その他、市長が支援を必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ア 氏名
- イ 住所又は居所
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ その他市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、同意を得られたものについて、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び関係機関にその情報を提供し、避難体制の整備に努める。

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、名簿記載者の個人情報保護のため、情報の漏えい防止について文書により指示する。

(4) 避難行動要支援者に対する救護体制

市は、災害時の避難行動要支援者の安全確保を図るため、必要な事項について検討・整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

4 避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進

市は、避難行動要支援者名簿の登録者の実態を調査して、避難支援が必要な者について、個別避難計画の作成を推進する。

第 2 福祉のまちづくり

担当	責 任 者	保健福祉部長、都市建設部長、市長公室長
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、都市政策課、都市整備課、道路建設課、公共建築課、総合政策課
	関係機関	県関係部局、市社会福祉協議会、各関係機関・団体

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、地域住民、自主防災組織、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、各種相談員活動、社会福祉協議会、ボランティア等相互の連携の充実に努めるとともに、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

あわせて、高齢者や障害者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において、安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備にあたっては、関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

第 3 社会福祉施設等における対策

活動項目
1 防災組織体制の整備
2 緊急応援連絡体制の整備
3 社会福祉施設等の耐震性の確保
4 防災資機材の整備
5 防災教育・訓練の実施

担当	責 任 者	保健福祉部長、消防長
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、予防課
	関係機関	市社会福祉協議会、各関係機関、団体

1 防災組織体制の整備

各施設等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、施設入所者の安全な避難を確保するため、職員の職務分担、動員計画、避難者の誘導體制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討・整備する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市（消防本部を含む）は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また、必要な指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

各施設等の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市（消防本部を含む）は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。また、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、指導を図る。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

各施設の管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

市は、要配慮者の指定避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入居者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じて耐震補強工事を行うよう努める。

4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

各施設の管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるものとし、市は、要配慮者の指定避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備を図る。

5 防災教育・訓練の実施

各施設の管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市（消防本部を含む）は、施設管理者等に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

6 避難確保計画の策定

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第 4 在宅要配慮者の救護体制の整備

活動項目	
1	要配慮者の状況把握
2	災害時の情報提供、緊急通報システムの整備
3	相互協力体制の整備
4	防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

担当	責 任 者	保健福祉部長、市民生活環境部長、消防長
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、コミュニティ協働課、消防本部総務課（各署所）
	関係機関	日立保健所、市社会福祉協議会、各関係団体、自主防災組織

1 要配慮者の状況把握

市は、それぞれの所管業務遂行上の必要から、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン個別計画の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努め、民生委員、消防団、警察、保健所、市消防本部等関係との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

2 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適正な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、携帯電話のメール機能（一斉送信等）やファクシミリなど通信装置の整備や情報伝達体制の確立に努めるほか、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部と福祉担当部との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、要配慮者に対する消防等への緊急通報システムの整備を図るものとし、視・聴覚障害者へは、情報の提供や避難の援助を依頼する近隣住民（自主防災組織）について、関係者と協議のうえ事前に決めておくよう努める。

3 相互協力体制の整備

市は、要配慮者（常時医療ケアを要するものを含む）とその家族による自助、地域等による共助を基本とした要配慮者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等、要配慮者の安全確保に係る関係機関との相互協力体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

第5 外国人及び市外からの来訪者への防災対策

活動項目	
1	外国人の所在の把握
2	外国人を含めた防災訓練の実施
3	防災知識の普及・啓発
4	ライフラインカードの考え方
5	外国人及び市外からの来訪者への環境整備

担当	責 任 者	市民生活環境部長、総務部長
	課	文化・国際課、防災対策課、市民課、支所
	関 係 機 関	自主防災組織、日立国際交流協議会、県国際交流協会

1 要配慮者の状況把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、日本語を理解できない外国人の防災への行動認識を高めるため、地域と連携し、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

4 ライフラインカードの考え方

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往歴、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードなどの作成に努める。

5 外国人及び市外からの来訪者への環境整備

(1) 外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、外国人相談窓口の設置に努める。

(2) 外国人及び市外からの来訪者にやさしいまちづくりの促進

市は、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するよう努める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、市報やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を活用して外国語による情報提供に努める。

広報活動・防災訓練等についても、既に防災パンフレットでは英語により実施しているが、その他中国語・韓国語等の表記に努める。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるように、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 市は、日立国際交流協議会と連携し、災害発生時に外国人との円滑なコミュニケーション支援を行う通訳ボランティア育成に努める。

第 6 避難対策

活動項目	
1	避難施設等の整備
2	避難指示等の情報伝達
3	避難計画

担当	責 任 者	保健福祉部長
		総務部長、市民生活環境部長、教育長（教育部長）
	課	福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、防災対策課、観光振興課、教育委員会総務課、学務課
	関係機関	市社会福祉協議会、ホテル、旅館等の宿泊施設、観光施設等、自主防災組織

1 避難施設等の整備

要配慮者や乳児、女性が避難生活を送るために必要となる次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

- (1) 空調、洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド、スロープ、聴覚障害者に伝達事項を伝えるための掲示板、視覚障害者をトイレ等に誘導するためのロープ等の障害者・高齢者用備品
- (2) おもちゃ、ミルク等乳児用備品、授乳室
- (3) 更衣室、間仕切り

2 避難指示等の情報伝達

高齢者・障害者等のための要配慮者用パンフレットの作成・配布により要配慮者自身の防災意識を高める。また、要配慮者を十分に考慮した指定避難所運営マニュアルを作成し、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努め、発災時には速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

3 避難計画

(1) 避難誘導

市は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期す。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自主防災組織・自治会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障害者等の要配慮者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織による避難確認を行う。
- カ ホテル、旅館等の宿泊施設、観光施設、海水浴場等本市へ訪れる観光客の誘導體制について、関係事業者と市との協力関係を整えるように努める。
- キ 交通機関利用者の誘導體制についても、関係事業者と市との協力関係を整備する。
- ク 各施設においては、あらかじめ災害時の応援者を決めておき、支援を受ける体制を整備するものとする。

(2) 避難順位

市は、避難誘導を要配慮者優先にして行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----------------|---|------|
| 第 1 位 | 介護を要する高齢者及び障害者 | } | 要配慮者 |
| 第 2 位 | 病弱者 | | |
| 第 3 位 | 乳幼児及びその母親・妊婦 | | |
| 第 4 位 | 高齢者・障害者 | | |
| 第 5 位 | 観光客等の来訪者 | | |
| 第 6 位 | 帰宅困難者 | | |
| 第 7 位 | 学童 | | |
| 第 8 位 | 女性 | | |
| 第 9 位 | 男性 | | |
| 第 10 位 | 防災従事者 | | |

(3) 避難後の対応

市は、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に指定避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行う。また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の受入体制の整備を図るとともに平素より入所可能状況等の把握に努めるほか、福祉避難所の設置に向けて関係機関との協議を進める。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うように努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していく。

(4) 被災した要配慮者等の生活確保

市は、災害による精神的疲労及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所等において医師、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家や職員による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

ウ 被災者の要望聴き取りの実施

第 17 節 燃料不足への備え

第 1 燃料の調達、供給体制の整備

活動項目
1 市の役割
2 県石油業協同組合の役割

担当	責 任 者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、消防本部総務課
	関係機関	県防災・危機管理部、茨城県石油業協同組合、県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 市の役割

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結しておくなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 県石油業協同組合の役割

県石油業協同組合は、災害発生時における市民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、県と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、市との情報共有を図る。

第 18 節 り災証明書発行体制の整備

第 1 り災証明書発行体制の整備

活動項目	
1	県の役割
2	市の役割

担当	責 任 者	総務部長、市民生活環境部長
	課	市民課、各支所、資産税課
	関係機関	茨城県

1 県の役割

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

2 市の役割

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。